

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について

- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において当本部が求める「資格の種類」のD等級以上に格付けされている者であること。

2 契約保証金

契約保証金は全額免除する。

3 仕様書に関する問い合わせ先

皇宮警察本部会計課

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-3

皇宮警察本部代表電話：03-3231-3115

参加を希望する方は、別添「少額調達案件の見積依頼」に記載の各案件末尾の内線番号に連絡し、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者より説明させていただきます。

- ※ 説明等を受けるために直接来庁される場合：事前連絡がなく来庁された場合、担当者が不在の場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

4 見積書の提出先

皇宮警察本部会計課

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-3

皇宮警察本部代表電話：03-3231-3115

※ 見積書は、提出方法を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合には封筒の表に「〇〇（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きして下さい。

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

なお、消費税額については、1円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとします。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には皇宮警察本部から連絡します。

他の見積書を提出された事業者の方は、契約の相手方が決定した日以降、上記4に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えいたします。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2) 上記5において、最低価格（消費税込み）を提示した事業者の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

(3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(4) 当本部の都合により調達を中止する場合があります。